LAP プライシングサービス規約

第１章　　総　　則

第 1 条　名称

株式会社エル･エー･ピー（以下「本部」という）が主催する LAP 加入契約に定める「ラップシステム」における相場案内、指値保証サービスを LAP プライシングサービス（以下「プライシングサービス」という）と称する。

第 2 条　目的

この規約は、本部が定めた規定にのっとり、運営の基本的事項と本部及びラップシステムの利用会員になった者（以下「会員」という）の権利義務等について定めることにより、プライシングサービスを公正かつ円滑に実施できるようにし、会員を通じ中古自動車に対する消費者の信頼向上を図ることを目的とする。

第 3 条　定義

本規約上の用語の意味は、次のとおりとする。

1. **プライシングセンター**
   プライシングセンターとは、プライシングサービスを中心に扱う本部直属の部署であり、プライシングサービスにおいて会員が直接に取引する部署をいう。
2. **相場案内・指値保証依頼書**
   相場案内とは、会員が査定を行なった下取車、買取車に対する一般的なオークション落札相場を提示することをいい、指値保証とは、会員が査定を行なった下取車、買取車に対して LAA オークションのユーザーコーナーに出品される車両のみプライシングセンターが提示した金額での保証を行なうことをいう。これらをプライシングセンターに依頼する際に記入するよう定められた書類を相場案内・指値保証依頼書といい、本規約では以下「査定書」という。
3. **指値保証車両**
   指値保証車両とは、プライシングセンターが査定書に金額提示を行なった後に、会員から指値保証申込書にて依頼を受けた車両のことをいう。原則として LAA オークションのユーザーコーナーに出品可能な車種のみを対象とする。
4. **その他の用語は、社会通念に照らし判断する。**

第２章　　会員義務

第 ４ 条　会員義務

会員は、次の事を義務として遵守しなければならない。

1. **査定書は、明確かつ慎重に記入すること。**
2. **会員は、消費者の立場に立ち、その仕様、品質、欠品、瑕疵の程度等を誠実に申告しなければならない。**
3. **本部より車両画像の送付依頼があった際は速やかに実行すること。**
4. **プライシングサービスを利用する際、指値保証車両を LAA オークションに出品後は LAA オークション規定に従うこと。**

第３章　　LAP プライシングサービス

第 ５ 条　相場案内、指値保証

1. **会員は、査定書に車両状態を記入し、車検証コピーと共にプライシングセンターにファックスにて送信することにより、走行管理検索システムにてメーターチェック及びその車両のオークション一般落札予想金額をファックスにて受けることができる。**
2. **会員は、査定書に車両状態を記入し、車検証と共にプライシングセンターにファックスにて送信することにより、走行管理検索システムにてメーターチェック及びその車両が LAA オークションに出品される場合のみ指値保証金額をファックスにて受ける事ができる。ただし、保証は指値提示日を含めて ２０日以内に出品した場合のみ有効とする。また、保証期限を過ぎたものに関しては、再交渉することができる。**
3. **会員は、指値保証車両が入庫し、LAA オークションに出品する際に、オークション開催前日の１７時までに「入庫後出品連絡書」の必要事項を記入し、プライシングセンターにファックスにて送信することで指値保証（1 回のみ）を受けることができる。また、LAA オークション出品時に評価点相違、装備品相違、機関不良などが発覚した場合は指値金額を取り消すか、再交渉にて指値保証を受ける事ができる。指値入札が時間の関係上、オークション開催当日に指値保証入札が不可能な場合は翌週の LAA オークションにて指値保証入札を受ける事ができる。**
4. **指値保証車両が LAA オークション開催日当日に出品された際に「訂正票」にて車両内容訂正入力された場合、当日の指値保証入札は無効とする。但し、プライシングセンターとの再交渉後、翌週の LAA オークションにて指値保証入札を受ける事ができる。**

第 6 条　査定基準

プライシングサービスを受ける車両の査定基準は出品する LAA オークションの基準に準ずる。

第 7 条　プライシングサービス対象外事項

本部またはプライシングセンターは、会員の行為が次の各項のいずれかに該当する場合、プライシングサービスの提供を拒否することができる。

1. **査定書の是正要求に応じない場合**
2. **次条に定めるプライシングサービス対象除外車両に関する問い合わせの場合**
3. **その他、本部またはプライシングセンターが不適切と判断した場合。**

第 8 条　指値保証対象外車両

以下に該当する車両は指値保証サービスの対象外とする。

1. **盗難車、接合車（通称ニコイチ）、差し押さえ車、抵当権付き車、解体車等と現状営業ナンバー車、現状レンタカー、車体ナンバー改ざん車、現状事故車両、二輪車、特殊車両、特装車、書類不備車両等**
2. **道路運送車両法等により、車検に合格しないもの（但し、部品交換等で可能なものは除く）**
3. **未登録の国産車及び輸入車**
4. **走行管理システム検索によって走行不明が発覚した車両**
5. **LAA 会場の「ユーザーコーナー」に出品不可能な車両**
6. **その他、本部がプライシングサービスを提供できないと判断した車両**

第 9 条　査定書の記入

査定書は、次に定める事項に従い、虚偽の申告、誤記入、記入洩れが無いよう正確に記入すること。これに違反し、誤解を招くおそれのある不明瞭、不適切な記入を行った場合、本部またはプライシングセンターは査定書の是正を求めることができる。

1. **会員ナンバー、会員名、担当者、連絡先を必ず記入すること。**
2. **年式とモデルが違う場合、必ずモデル年式記入欄に明記すること。（年式欄には、車検証の初年度登録を記入、モデル年式記入欄には、年式モデルを記入する）**
3. **前期、後期及び、前期モデル、後期モデルと記入の場合は、その車両の年式をベースに、モデルチェンジ、マイナーチェンジした時点を境に前期、後期と区別すること。**
4. **車歴表示で、リース車は自家用扱い、自家用以外は、所定の欄に記入すること。未記入の場合は自家用車とみなす。**
5. **標準装備の部品が欠品している場合、または不良の場合は記入すること。**
6. **レスオプションの場合は、レスした部品（純正オーディオ等）を必ず記入すること。**
7. **セールスポイントとして記入した部品が不良の場合は「〇〇不良」と記入すること。**
8. **社外（外品）部品の場合、部品名の前か後に「外品」又は「社外」と記入すること。**

9. 乗車定員の記載（構造）変更が有る場合は記入すること。
10. 外車、逆輸入車等は、ディーラー車か並行輸入車かを記入すること。（モデル年式がわかれば記入すること。未記入の場合は、不明とみなす）また、ハンドル位置（右ハンドルか左ハンドル）を記入すること。
11. 外装色のカラー、カラーナンバーは必ず記入すること。
12. 色替車の場合、色替記入欄に「色替車」と記入すること。
13. 「新車保証書」「新車整備手帳」及び「取扱説明書」の有る場合は、各欄丸印又は査定書の記入欄に記入すること。なお、残存保証期間及び、メーカー保証の有効無効については一切問わないが、車検時の点検記録簿（一枚もの）、中古保証書（販売会社の保証）、メンテナンスノートは、新車保証書、新車整備手帳とはみなさない。
14. 本条第１３項の新車保証書とは、特約販売会社（ディーラー）が発行し、メーカー（日本法人等）が保証を約束したうえで、メーカー又は日本法人等の社名、捺印等が印刷されており、保証書欄に発行ディーラーの社印もしくは、社名が捺印されてあるものをいう。車台番号等の記載がなくても良いが、記入された車台番号を訂正して、訂正印のないものは、保証書とみなさない。
15. 本条第１３項の新車整備手帳とは、発効ディーラーが確認できない新車保証書を有し、メンテナンス方法や記録簿欄があるものをいう。
16. 車検のない場合、登録ナンバーは記入しないこと。
17. ８ナンバー登録車は、登録内容（キャンピング、放送宣伝等）を記入の上、装備品に対して欠品もしくは、改造等も記入すること。
18. 修復歴がある場合は、会員記入欄に修復個所を記入すること。
19. 冠水車の場合は、会員記入欄に冠水車と記入すること。
20. 走行距離の記入は次の点に従うこと。
    ① 走行距離が不明の場合、走行距離記入欄に計器表示距離を記入し、右側の記入欄に「＃」と記入すること。
    ② １０万単位の表示の無い車両で１０万㎞以上走行しているものは、その実走行距離を記入すること。
    ③ メーター交換の記入が有る整備記録簿（もしくは新車保証書）の有る車両は、査定書の走行距離欄に合計距離を記入し、注意事項欄にメーター交換時の距離を記入して、メーター交換記録簿のコピーをプライシングセンターにファックスにて送信すること。

第１０条　手数料

1. **プライシングサービス利用には以下の手数料を要し、本部は手数料の額を手宜改訂できるものとする。**
   ①「相場案内」は１件 525 円（税込み）とする。但し、同車両の相場案内期限（２０日間）を過ぎたものに関しての再提示は無料とする。
   ②「指値保証サービス」は以下表に示す金額とする。とする。但し、同車両の案内期限（２０日間）を過ぎたものに関しての再提示は無料とする。

軽自動車	1,575 **円**
コンパクトカー（1.6ℓまで）	5,250 **円**
国産普通車	10,500 **円**
輸入車、特殊車両	21,000 **円**

2. **手数料請求は月末締め、翌月２３日支払いとして、他サービス利用料と合わせて精算するものとする。**
3. LAA **オークションに出品する際の費用（陸送費、出品料、成約料など）は会員負担とする。**
4. **課金のカウント方法**
   ・プライシングサービス
   会員に対して査定書がプライシングセンターからファックスにて返信された際にカウントする。
   ・指値保証サービス
   会員から入庫後出品連絡書がプライシングセンターにファックスにて送信され、受理された際にカウントする。評価点相違などで指値保証が行なわれなかった場合にはプライシングセンターにてその都度マイナスカウントを行なう。

第１１条　指値金額変更

1. **指値保証車両が** LAA **オークションに出品検査された際に、会員の査定ミスや走行距離に異常が発覚した場合は指値保証を無効とする。その際にプライシングセンターとの再交渉の上、指値保証を可能とする。**
2. **本条第** 1 **項の査定ミスとは、以下をいう。**
   ① 評価点の相違（1.0 点以上下がる場合）
   ② 4.0、3.5 **点の内容違い（骨格部位と溶接部位の軽微な損傷で修復歴にならないもの）**
   ※例　インパネ歪み、バックパネル歪み、コアサポートＢＰ等
   ③ 査定書と出品表の記載内容違い
   ※例　装備違い、エンジン異音、AC **不良、改造、構造変更を要する車両等**
   ④ 走行不明の車両等
   ⑤ その他本部が査定ミスと判断したもの

第１２条　指値保証の調整幅

指値保証車両が LAA **オークションに出品された際、本部が保証する指値金額の前後** 5,000 **円を調整幅とする。**

第４章　　雑　　則

第１３条　規約の変更

本部は随時本規約を変更することができるものとし、規約の変更は、ラップシステムサイト上に掲示後施行する。

第１４条　協議

本規約に定めのない事項及び本規約の解釈につき疑義を生じた場合はお互い協議の上決定するものとする。

第１５条　附則

１．この規約は、平成２１年７月１日発行する。

２．この規約は、平成２１年７月１日より施行する。